

『札幌医科大学学生総合保障制度・感染事故補償制度』のご案内

謹啓 保護者の皆様におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、近年の医療技術の急速な発達に伴い、教育課程における臨床実習の充実が図られておりますがその一方で、各種感染事故や実習相手方への事故の発生が懸念されます。

このため、本校では、万一の事態に対応するため、新入生の皆様を対象に「学生総合保障制度・感染事故補償制度」に一括加入をしております。

この制度の主な補償内容は、日常生活における他人（第三者）に対する法律上の損害賠償責任の補償のほか、以下のような臨床実習中の感染事故補償制度となります。

- ① 針刺し事故、メス等による事故または血液・体液曝露事故が生じた場合は
1事故500万円までの検査・予防処置・治療費用を補償
- ② ウイルス・細菌等により結核などの感染症に感染した場合は1事故50万円までの
検査・予防処置・治療費用を補償

学生生活を安心して過ごしていただく上で必要なものと考えておりますので、保護者の皆様におかれましては、ご理解いただきますようご案内申し上げます。

謹白

2026年度

ご加入いただく皆様へ

補償概要および重要事項説明書（「契約概要」・「注意喚起情報」など）には、ご契約にあたっての重要な事項が記載されていますので、事前に必ずご一読ください。特に、皆様にとって不利益な情報（「保険金をお支払いできない主な場合」など）が記載されている部分については、その内容をご確認ください。なお、この補償制度に関するお問い合わせは、取扱代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

重要

補償概要および重要事項説明書（「契約概要」・「注意喚起情報」など）は下記から必ずご確認ください。

補償概要

<https://www.aig.co.jp/sonpo/school/hosyo>



重要事項説明書

<https://www.aig.co.jp/sonpo/school/jusetsu>



補償概要および重要事項説明書は、印刷・保管されることをおすすめします。また、約款はこちらからご確認ください。（<https://www.aig.co.jp/sonpo/eyakkan/kodomo>）
※書面による提供をご希望の場合には、取扱代理店・扱者までお問い合わせください。

SB-202401

補償期間
(保険期間)

〈保健医療学部〉 2026年5月1日午前0時から2027年3月31日 午後4時まで
 〈医学部〉 2026年5月1日午前0時から2029年3月31日 午後4時まで

プラン表

【 補 償 内 容 】

(2026年用)

Ⅰ 学生総合保障制度 補償内容	個人賠償責任補償 (1事故あたり支払限度額)		1億円
	傷害(ケガ)補償	死亡保険金 ● ■	20万円
		後遺障害保険金 ● ■ (障害の程度によって)	死亡保険金の4%~100%
	細菌性食中毒補償 【補償範囲を拡大する特約】		● の項目が補償対象となります
	熱中症補償 【補償範囲を拡大する特約】		■ の項目が補償対象となります
Ⅱ 感染症事故補償制度	臨床実習中の 感染症治療費補償	針刺し事故	500万円(1事故あたりの限度額)
		メス等による事故	
		血液・体液曝露事故	
		ウイルス・細菌による感染事故	50万円(1事故あたりの限度額)

※細菌性食中毒補償および熱中症補償の保険金額は、補償対象となる補償項目に記載の保険金額と同額となります。

この悩み、
誰に相談したら…



**ご加入すると
ご利用いただけるサービス**

お悩みに応じた
窓口におつなぎします!



精神的に
つらく、話を聞いて欲しい

トラブルへの
対処法を知りたい

今の治療法の
セカンドオピニオンを
聞きたい

健康上の
不安を専門家に相談したい

どんな悩みも
まずは
こちらに!



**みんなの
相談
ダイヤル**

メンタルケア
カウンセリングサービス

弁護士相談サービス

セカンドオピニオン
アレンジサービス

ハロー健康相談24

※受付電話番号やご利用方法は後日送付する加入者証でご案内します。加入者証が届くまでは、03-3839-1687(サービス利用方法24時間テープ案内)にご連絡ください。

※ご相談内容などにより、ご要望に添えない場合があります。また、ご利用者の状況または相談内容により、相談の制限・停止をさせていただく場合があります。

※各サービスは、補償期間(保険期間)中、AIG損害保険株式会社がティーベック株式会社に委託してご提供します。なお、予告なく変更・中止される場合があります。

※弁護士相談サービスは、ティーベック株式会社が提携する法律事務所がご提供します。なお、AIG損害保険株式会社の提供する保険に関するご相談等AIG損害保険株式会社と利益相反に該当する可能性のあるご相談は本サービスの対象外です。

B-230554

《学生総合保障制度(こども総合保険) 補償内容》

※補償内容の詳細につきましては、《学生総合保障制度(こども総合保険)補償概要》もあわせてご覧ください。

■基本補償

●個人賠償責任補償

学生やそのご家族があやまって他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。受託品賠償は時価額を限度に補償します。

※授業および部活動などの学校管理下における活動中やスポーツをしている間は、法律上の損害賠償責任が生じないことが多く、補償の対象とならないことがあります。また、自動車使用中(運転、ドアの開け閉め等を含みます。)やバイク運転中の事故は補償の対象となりません。

※ご家族の対象範囲の詳細は補償概要でご確認ください。



●傷害(ケガ)補償

授業中の事故・交通事故・レジャー中の事故など、さまざまな事故により学生がケガをした場合に補償します。補償の対象となる補償項目については、プラン表でご確認ください。

※急激・偶然・外来の事故によるケガに該当しない疲労骨折などは補償の対象になりません。詳しくは「用語のご説明」でご確認ください。



■特約補償

●熱中症補償

学生が日射または熱射によって熱中症を発病した場合に補償します。補償の対象となる補償項目については、プラン表でご確認ください。

●細菌性食中毒補償

学生が摂取したものにより細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を発病した場合に補償します。補償の対象となる補償項目については、プラン表でご確認ください。

■独自制度 感染事故補償制度

●臨床実習中の感染症治療費補償

臨床実習中の事故で感染症に感染した場合などに補償します。

保険金・見舞金支払事故例

事故内容	支払保険金
帰宅途中、出会い頭に自転車同士で衝突。相手が転倒し頭蓋骨骨折、後遺障害が残った。	〈個人賠償責任補償〉 17,463,000円

(臨床実習中の感染事故補償制度)

臨床実習中、急性肝炎に感染し、16日間入院する。	〈感染症治療費(見舞金)〉 267,500円
臨床実習中、患者の血液が目に入ったため、検査を受ける。	〈感染症治療費(見舞金)〉 17,140円

臨床実習中の感染事故補償制度補償内容（概要）

■針刺し事故・メス等による事故・血液、体液曝露事故

国内での臨床実習中(学校が認めた臨床実習中に準じる各種実習も含む)に上記の事故が生じた場合、事故の日からその日を含めて365日以内に発生した検査費用・予防処置費用・治療費用について1事故500万円を限度として実費を見舞金として支払います。

■ウイルス・細菌などの微生物による感染事故

国内での臨床実習中(学校が認めた臨床実習中に準じる各種実習も含む)における上記事故で補償対象者が臨床実習が終了した日からその日を含めて365日以内に発生した検査費用・予防処置費用・治療費用について1事故50万円を限度に実費を見舞金として支払います。ただし、事故の日からその日を含めて30日以内に治療を受けた場合に限りです。

■見舞金を支払わない場合

- ①故意または重大な過失 ②地震・噴火・津波による事故 ③臨床実習前に既に感染していた感染症
- ④風邪・インフルエンザ・肺炎など本制度で対象としていない疾病の検査等にかかった費用…など

事故発生の場合

全国どこからでも24時間通話料無料で事故処理専任スタッフと連絡がとれます。

インターネットによる事故受付も行っております。詳しくは、引受保険会社ホームページをご覧ください。

事故の場合の連絡先(スクール事故受付ダイヤル)

0120-300-399 (通話料無料)

※臨床実習中の感染事故補償制度に関する事故の場合は(株)教備(0120-258-515)までご連絡ください。

- 以下の職業に継続的に従事している学生の方は、事前に下記取扱代理店・扱者まで必ずご連絡ください。
「自動車運転者」「建設作業員」「農林漁業作業員」「採鉱・採石作業員」「木・竹・草・つる製品製造作業員」
- 個人情報の取扱いについて
契約者である団体は、加入依頼書に記載された個人情報をこの保険の引受保険会社に提供します。引受保険会社における個人情報の取扱いにつきましては、重要事項説明書にてご確認ください。
- 加入者証について
当制度は団体契約となりますが、加入者証は加入依頼者の方宛にお届けします。なお、加入者証到着以前でも補償開始日より補償は開始されています。(発送予定:補償開始日より1ヵ月半~2ヵ月後)
- 以下の補償をご契約されているお客さまで、別の保険契約にてこれらと同種の補償をセットされている場合には、補償が重複する場合があります。補償が重複している場合、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金の一部または全部が支払われない場合があります。ご契約前に、補償内容の差異や保険金額等をご確認のうえ、補償プランをご検討ください。なお、パンフレットに記載の各プラン(特約の組み合わせ)の内容を変更(一部の特約の追加・削除)してのご契約はできませんので、ご了承ください。
【個人賠償責任補償 等】

次の場合、ただちに下記へご連絡ください。

1. 補償期間(保険期間)中にこの保険の対象となる事故などにあわれた場合は、事故の日から30日以内にご連絡ください。その後の手続きについてご案内します。
2. 後日お届けする加入者証の記載内容に変更があった場合(住所変更・退学など)は必ずご連絡ください。住所変更のご連絡をいただけない場合、重要なお知らせがお届けできなくなることがあります。
3. 当制度は団体の構成員を対象としており、退学などにより団体の構成員でなくなる場合は、脱退等の手続きが必要となるため必ずご連絡ください。

【お問い合わせ連絡先】

札幌医科大学に係る学生総合保障制度の担当窓口

(取扱代理店)

(株)教備 教備インシュアランス

〒400-0855 山梨県甲府市中小河原1-11-10

0120-258-515

(受付時間:9:00~17:00 土・日・祝日・年末年始を除く)

(引受保険会社)

AIG損害保険株式会社

<https://www.aig.co.jp/sonpo/>

学校契約センター 〒930-0856 富山市牛島新町5-5 タワー111

TEL 076-443-8740

(受付時間:9:00~17:00 土・日・祝日・年末年始を除く)

札幌医科大学に係る臨床実習中の感染事故補償制度の担当窓口

臨床実習中の感染事故補償制度業務代行

(株)教備 教備インシュアランス

0120-258-515 (通話料無料)

引受保険会社の損害保険募集人は保険契約の締結の代理権を有しています。このパンフレットは保障制度(保険)の概要をご説明したものです。詳細につきましては取扱代理店・扱者または引受保険会社にお問い合わせください。